

【問い合わせ先】

警備救難部刑事課（海上環境法令違反）

専門官 野村 3591 - 6361（内線 5403）

3591 - 7988（直通）

警備救難部環境防災課（海洋汚染発生確認状況）

専門官 乳井 3591 - 6361（内線 3903）

3591 - 9819（直通）



平成 25 年 3 月 19 日

海上保安庁

平成 24 年の海洋汚染の現状について

平成 24 年に「油類による汚染の未然防止」を重点項目と定めて海洋環境保全対策に取り組んだ結果、海洋汚染発生確認件数は前年に比べ 9 件増加し、伊勢湾と本州東岸での件数の増加が目立ちますが、他の海域では略昨年並の件数となりました。平成 24 年に送致した海上環境法令違反件数は前年に比べ 31 件減少しています。

～ 依然として油類の不法排出や廃棄物の不法投棄による汚染が全体の過半数 ～

1 海洋汚染の発生確認件数は 400 件（前年比 9 件増）

油類による汚染は 244 件で前年より 12 件減少しましたが、依然として全体の 61% を占める高い割合となっています。

そのうち、船舶を排出源とする汚染が 157 件と約 64% を占め、原因別では、取扱不注意が 82 件（約 43%）、海難が 33 件（約 17%）、破損が 26 件（約 14%）、故意が 24 件（約 13%）となっており、人為的要因による汚染が大半を占めているのが実態です。

廃棄物による汚染は 116 件で前年より 25 件増加しました。

油類以外のものによる汚染は 138 件であり、そのうち、廃棄物による汚染が 116 件と約 84% を占め、その過半数である 64 件が一般市民を原因者とするものでした。

2 送致した海上環境法令違反件数は 562 件（前年比 31 件減）

依然として処理費用等の経費削減を目的とする不法投棄が跡を絶たず。

油類については、漁船等からの故意によるビルジ排出が 34 件（前年比 1 件増）、燃料移送中における貨物船等からの過失による排出が 72 件（前年比 20 件減）であり、廃棄物については、船舶からの投棄が 43 件（前年比 18 件増）、陸上からの投棄が 117 件（前年比 31 件増）であり、送致した違反件数は減少したものの、依然として処理費用の削減等による船舶からのビルジ不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄が跡を絶ちません。

以上のことから、平成 25 年の重点項目を

「油類の不法排出、廃棄物の不法投棄による海洋汚染の防止」

として、関係機関や地域の皆様と連携協力した海洋環境保全指導・啓発活動の推進、巡視船艇・航空機及び陸上が一体となった法令違反取締り態勢を徹底させることにより、さらなる海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

*具体的な内容については、「海洋汚染の現状（平成 24 年 1 月～12 月）」をご参照下さい。

海上保安庁



海洋汚染の現状

(平成 24 年 1 月 ~ 12 月)



海上保安庁

警備救難部 刑事課・環境防災課

目 次

はじめに

海洋汚染の発生確認状況

1	物質別汚染確認件数の推移（過去 10 年分）	1
2	海域別汚染確認件数（平成 24 年分）	2
3	排出源別汚染（赤潮・青潮を除く）確認件数（平成 24 年分）	3
4	原因別汚染確認件数（平成 24 年分）	3
5	外国船舶による海洋汚染等の状況（平成 24 年分）	4
6	平成 24 年の海洋汚染発生確認状況の特徴	5

監視取締りの状況（送致件数）

1	海上環境関係法令違反の送致件数及び推移（過去 5 年分）	6
2	海防法違反の送致件数及び推移（過去 5 年分）	7

投棄船舶（廃船）の確認状況等（過去 5 年分）

8

海洋汚染事例（平成 24 年分）

9

海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況（平成 24 年分）

10

まとめ

11

資料編

資料 1	物質別汚染確認件数（過去 10 年分）	12
資料 2	海域別汚染確認件数（過去 5 年分）	13
資料 3	排出源別汚染（赤潮・青潮を除く）確認件数（過去 5 年分）	14
資料 4	原因別汚染（赤潮・青潮及び排出源不明のものを除く。） 確認件数（過去 5 年分）	15
資料 5	外国船舶による海洋汚染等の状況（過去 5 年分）	16
資料 6	海上環境事犯法令別送致件数（過去 5 年分）	16

はじめに

海上保安庁では、海洋環境を保全するため、「未来に残そう青い海」をスローガンに、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質、廃棄物等に関する海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海守や海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民による緊急通報用電話番号「118番」等への通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、効果的な対策を講じることで海洋汚染の未然防止を図っています。

また、油等の排出による被害を防止するための海事・漁業関係者を対象とした取組みや、海洋環境保全思想を普及させるための一般市民を対象とした取組みも実施しています。

平成24年の海洋汚染の現状は次のとおりです。

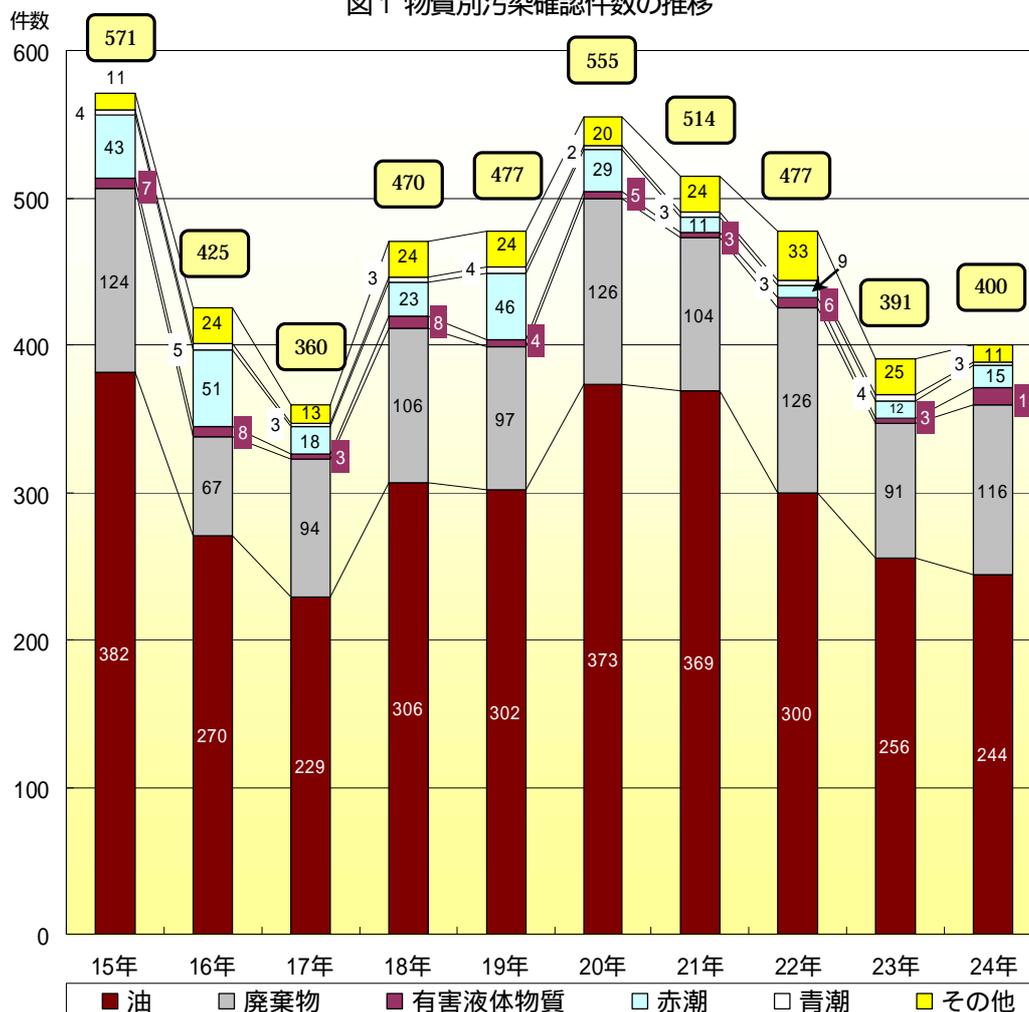
海洋汚染の発生確認状況

1 物質別汚染確認件数の推移（P12、資料1 参照）

平成24年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生件数（以下「汚染確認件数」という。）は400件で、前年（391件）に比べ9件増加しました。

汚染物質別に見ると、油による汚染が244件で前年（256件）に比べ12件減少、廃棄物による汚染が116件で前年（91件）に比べ25件増加、有害液体物質による汚染が11件で前年（3件）に比べ8件増加、赤潮・青潮による汚染が18件で前年（16件）に比べ2件増加、その他（工場排水等）による汚染が11件で前年（25件）に比べ14件減少しました。

図1 物質別汚染確認件数の推移



2 海域別汚染確認件数 (P13、資料2 参照)

海域別では、日本海沿岸が63件(前年57件)と最も多く全体の約16%を占め、次いで伊勢湾と瀬戸内海(大阪湾を除く。)が共に53件(前年:伊勢湾36件、瀬戸内海72件)、本州東岸47件(前年26件)と続いています。

油による汚染は瀬戸内海(大阪湾を除く。)が最も多く38件(前年56件)、次いで東京湾と九州沿岸が共に34件(前年:東京湾37件、九州沿岸25件)でした。

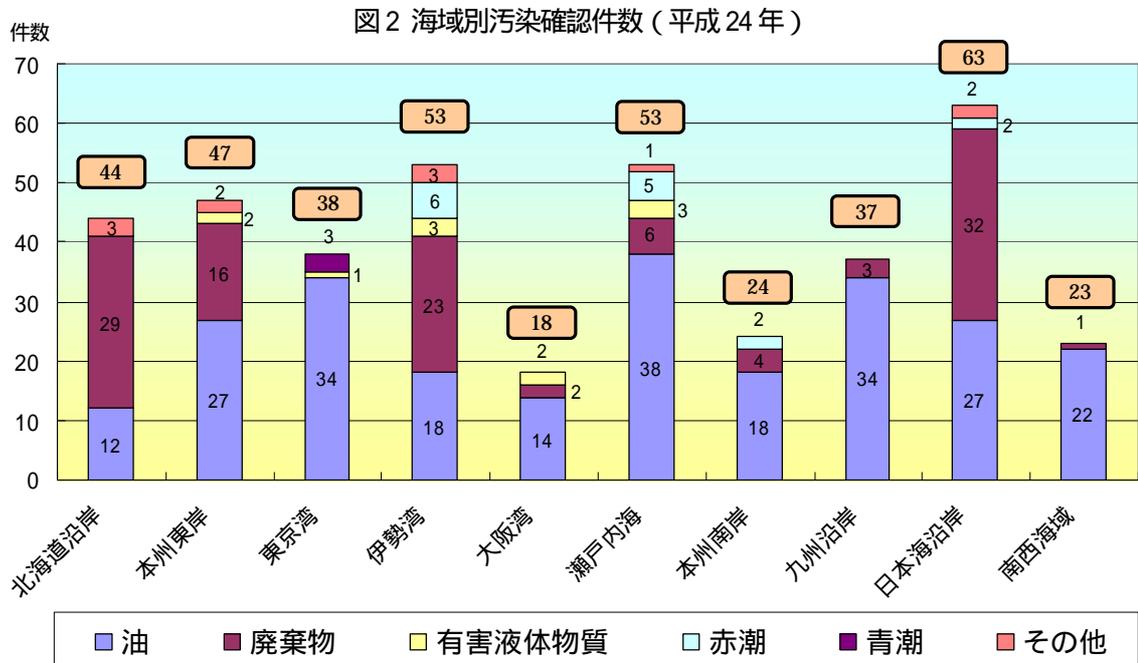
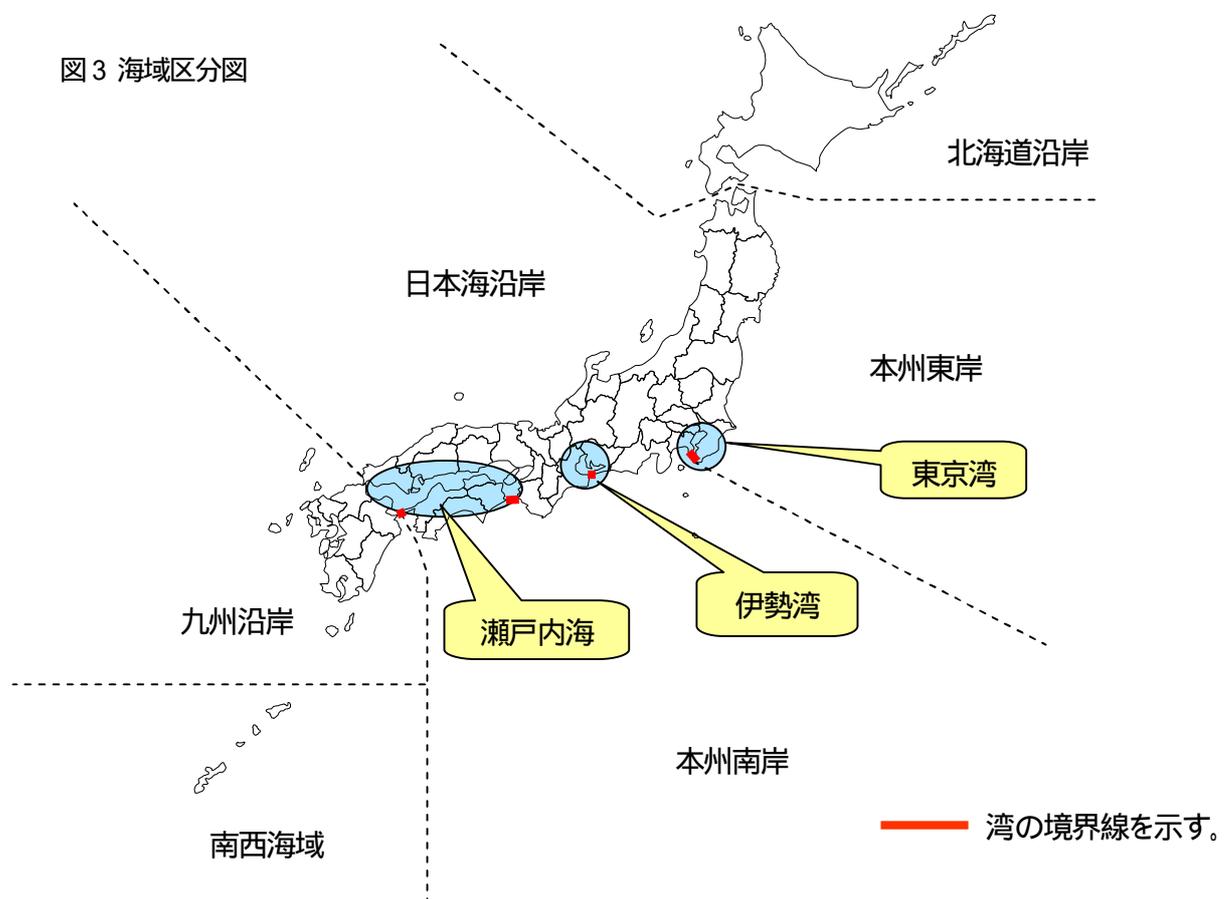


図3 海域区分図



3 排出源別汚染確認件数 (P14、資料3参照)

図4・図5は、「船舶」・「陸上」等の排出源別の汚染確認件数を表したものです(赤潮・青潮を除く)。

油による汚染のうち船舶から排出されるものが157件(前年163件)約64%と最も多く、油以外のものによる汚染では陸上からのものが最も多く102件(前年90件)約74%で、そのうち廃棄物の不法投棄が89件(前年73件)と多数を占めています。

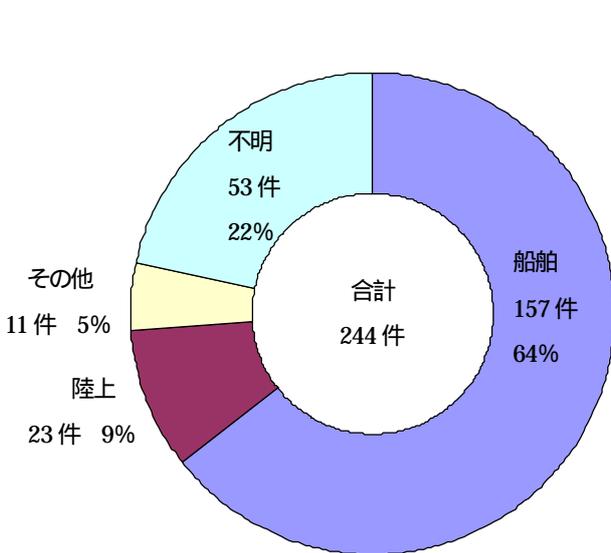


図4 油による汚染

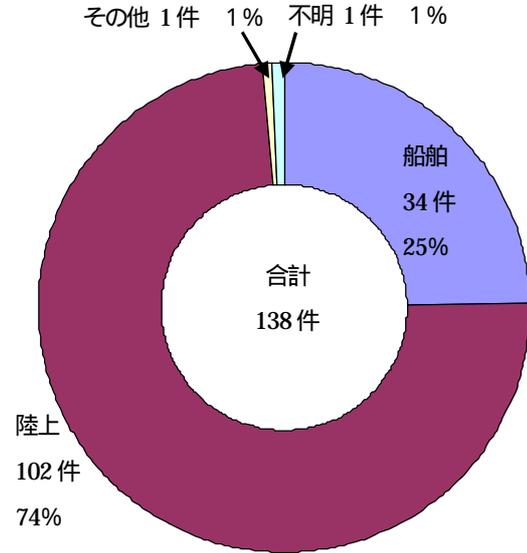


図5 油以外のものによる汚染

4 原因別汚染確認件数 (P15、資料4参照)

図6・図7は、海洋汚染の原因となる「故意」・「取扱不注意」等の汚染確認件数を表したものです。

油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが82件(前年73件)約43%と最も多く、次いで、海難によるものが33件(前年35件)約17%、破損等によるものが26件(前年36件)約14%と続いています。

油以外のものによる汚染の原因では、故意によるものが123件(前年110件)約90%を占めています。

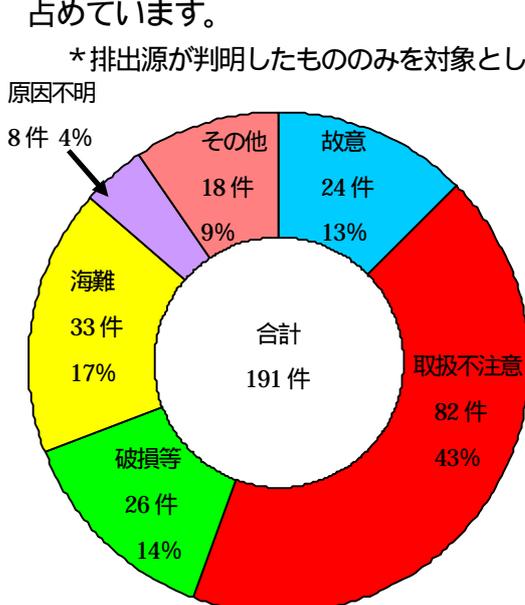


図6 油による汚染

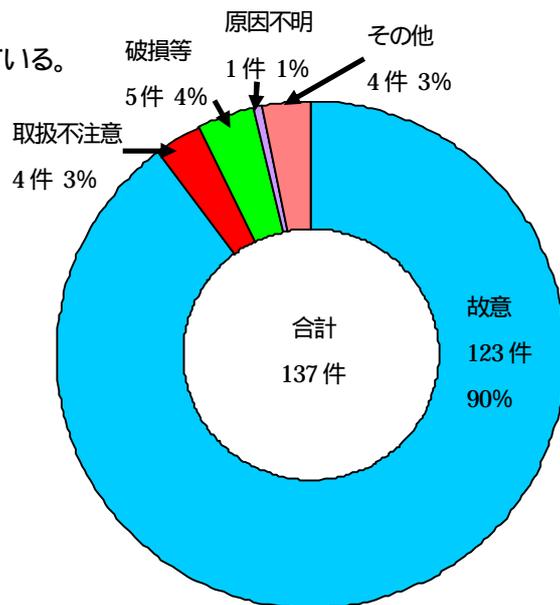


図7 油以外のものによる汚染

5 外国船舶による海洋汚染等の状況 (P16、資料5 参照)

外国船舶による汚染確認件数

平成24年に我が国周辺海域において確認した汚染確認件数 400 件のうち、外国船舶によるものは 21 件 (前年 34 件) でした。

このうち 19 件が油による汚染であり、海域別にみると、我が国領海内が 15 件 (前年 27 件)、領海外 (排他的経済水域または公海) が 4 件 (前年 5 件) でした。

国籍別では、パナマが 5 件で最も多く、次いで韓国が 4 件でした。

原因別では、取扱不注意によるものが 10 件で全体の約 48% を占めています。

また、船舶に起因する汚染は全体で 191 件 (前年 182 件) であり、外国船舶の占める割合は約 11% (前年約 19%) でした。

ボンド制度 (担保金制度) 適用件数

国連海洋法条約の締結に伴い、平成 8 年 7 月 20 日から、領海に加え排他的経済水域等における外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)による取締りを行っており、その際には、船舶の航行の利益を考慮し、ボンド制度 (担保金制度) を適用しています。

平成 24 年にボンド制度を適用したのは 11 件 (前年 12 件) でした。

これを海域別にみると、全て我が国領海内で発生しています。(前年 10 件)

国籍別では、韓国 3 件、パナマ 2 件、カンボジア 2 件、ベリーズ 1 件、インドネシア 1 件、リベリア 1 件、シエラレオネ 1 件となっています。

旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油等の排出については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用することとしています。(平成 24 年は、旗国通報 2 件)

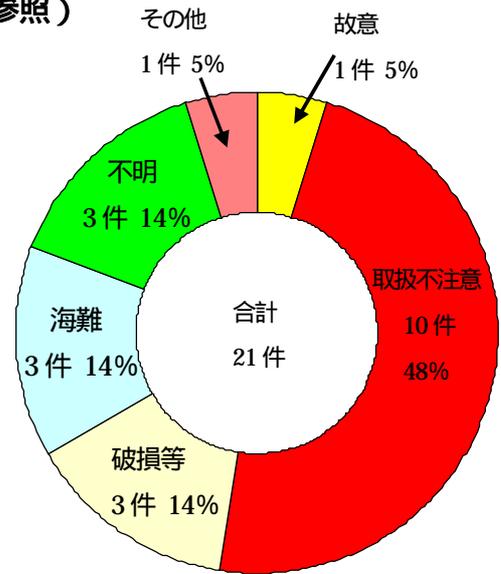


図8 外国船舶による原因別汚染確認件数

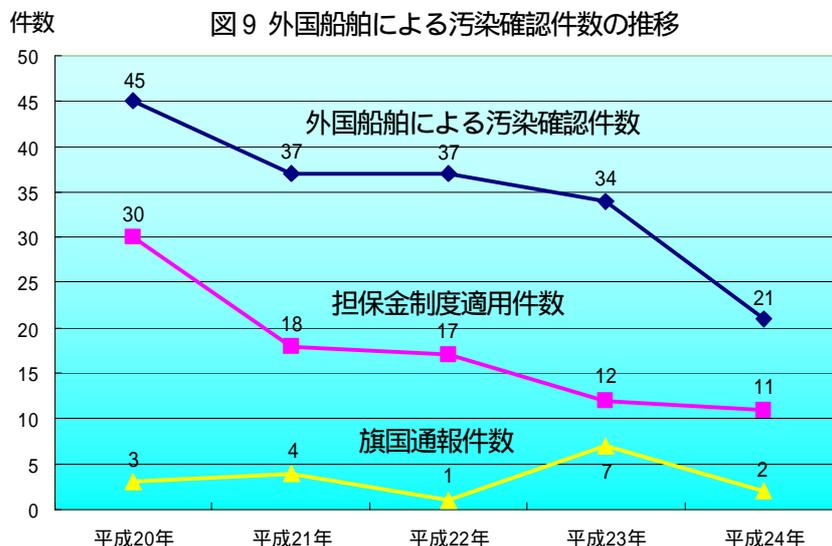


図9 外国船舶による汚染確認件数の推移

6 平成 24 年の海洋汚染発生確認状況の特徴

平成 24 年の汚染確認件数は、前年より 9 件の増加となりました。

油による汚染が 12 件の減少を見たものの、廃棄物、有害液体物質、赤潮による汚染が軒並み増加したことによるもので、廃棄物による汚染が 25 件も増加したことが特筆されます。

なかでも、一般市民による廃棄物の不法投棄が目立ち、その数 64 件と、廃棄物による汚染確認件数の実に 55%を占めています。

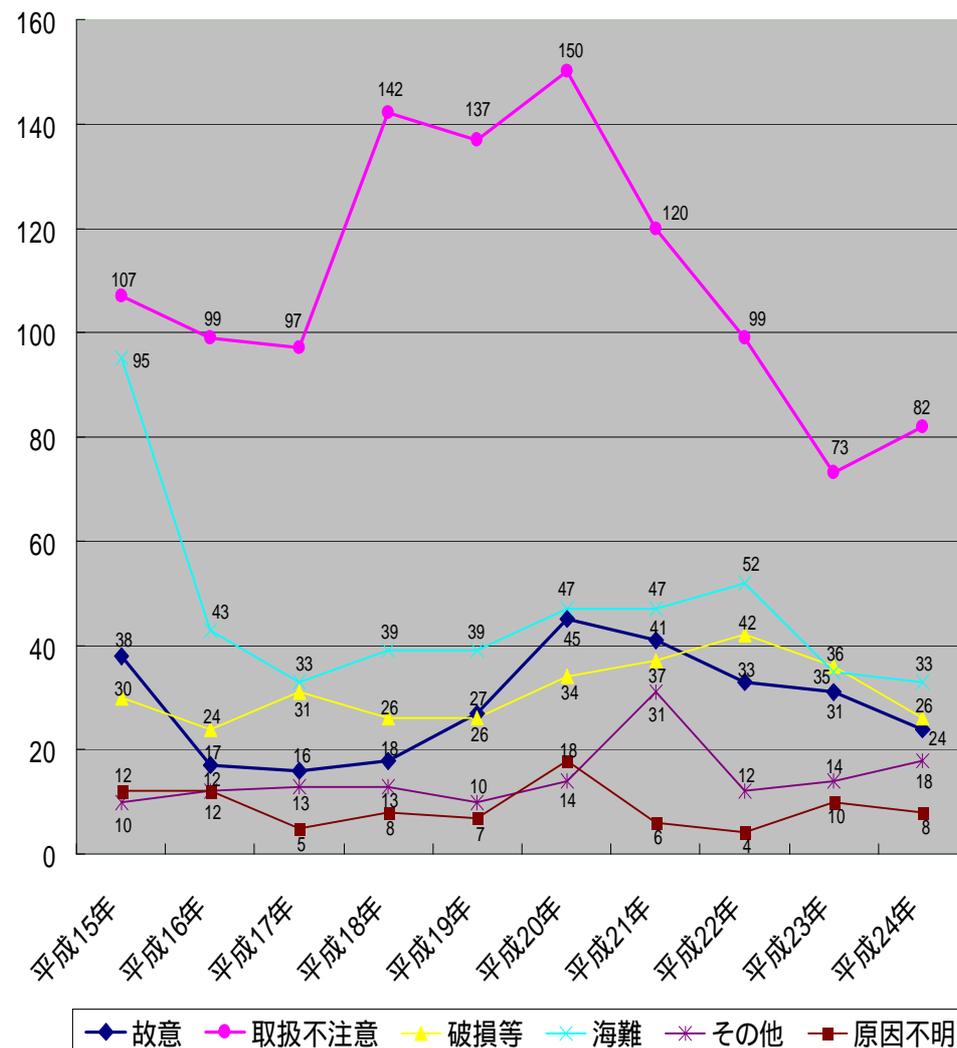
海域別に見てみると、伊勢湾と本州東岸での汚染確認件数の大幅な増加が目立ちます。

一方、これまで 60 件程度で推移してきた瀬戸内海（大阪湾を除く。）における油による汚染が 38 件にまで減少し、同じく東京湾における油による汚染も漸減を続けて 34 件にまで減少しています。

しかし、減少を続けてはいるものの、やはり油による汚染が汚染全体の 61%を占め、依然として高い割合で推移していることに変わり有りません。

その発生源は漁船、貨物船の順に多く、発生原因も燃料搭載時のバルブ操作ミスやビルジポンプ操作ミスなどの取扱不注意、故意が半数を超えており、この傾向が常態化していることから、全体としての汚染確認件数の減少は見られても、海洋汚染の大半が人為的要因により発生しているという実態が、依然として変わっていないことを示しています。

件数 油による海洋汚染の原因別発生確認件数の推移（過去 10 年間）



監視取締りの状況（P15、資料6参照）

海上環境関係法令違反については、依然として適正な処理費用を惜しんでの船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄事犯が多く確認され、廃船にあっては船名・船舶番号等を隠匿するなど、悪質・巧妙なケースが見受けられます。

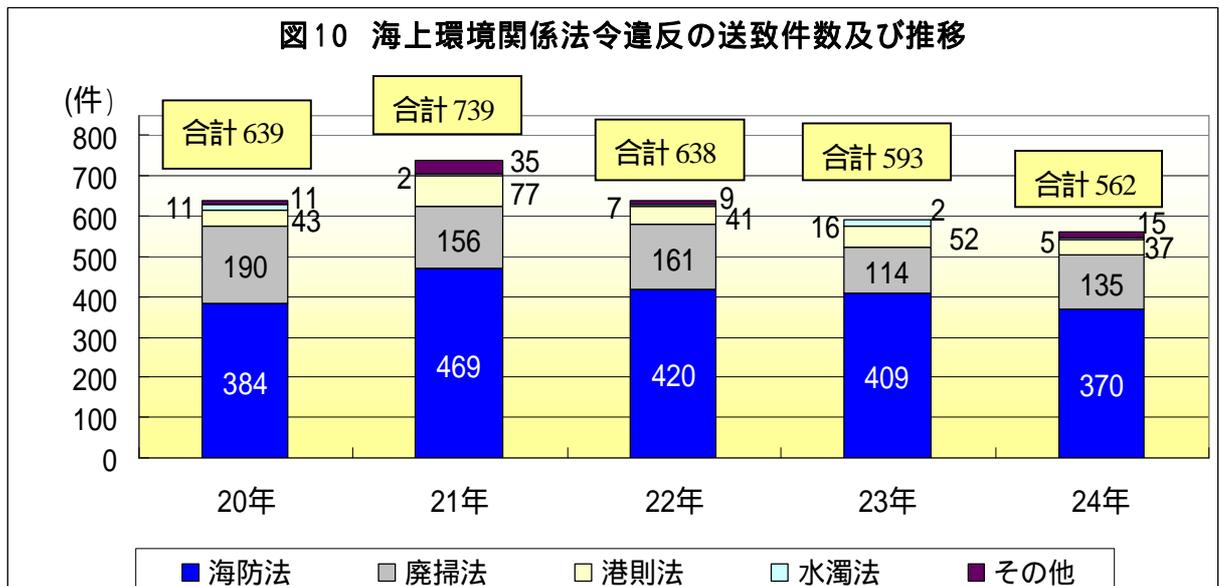
海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の摘発を進めるとともに、航空機の広域監視能力を活用し、外国船舶による油不法排出事犯の監視を効率的に実施するなど海上環境事犯の摘発に努めます。

1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移

平成24年に送致した海上環境関係法令違反件数は、562件で、前年（593件）に比べ31件（約5%）減少しました。

送致件数を法令別にみると、海防法違反が370件（約66%）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）違反が135件（約24%）、「港則法」違反が37件（約6%）、「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）違反が5件（約1%）等となっています。

このうち廃棄物の投棄事犯は158件で、海防法違反の船舶からの投棄が43件（前年比18件増）、廃掃法違反の陸上からの投棄が115件（同29件増）となっています。



2 海防法違反の送致件数及び推移

海防法違反の送致件数内訳を見ると、廃船の不法投棄が最も多く 118 件（約 32%）となっています。

次いで船舶からの油の不法排出が 106 件（約 29%）で、このうち、故意による油の排出が 34 件（前年比 1 件増）、過失による油の排出が 72 件（同 20 件減）でした。

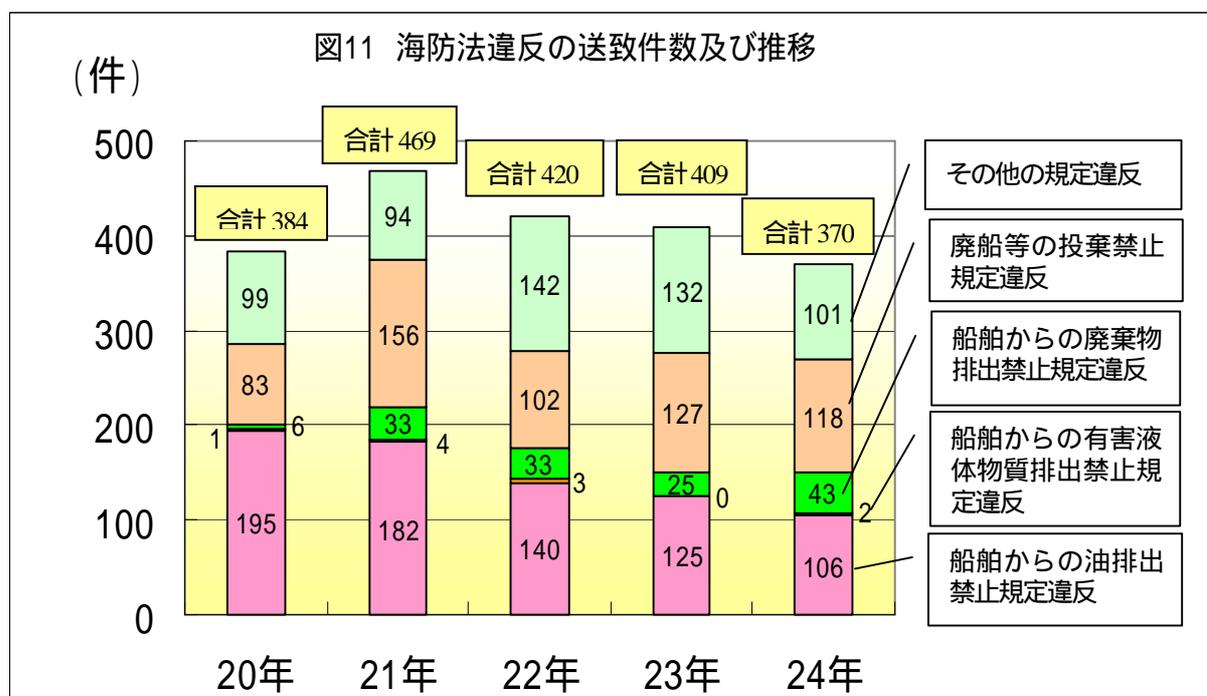
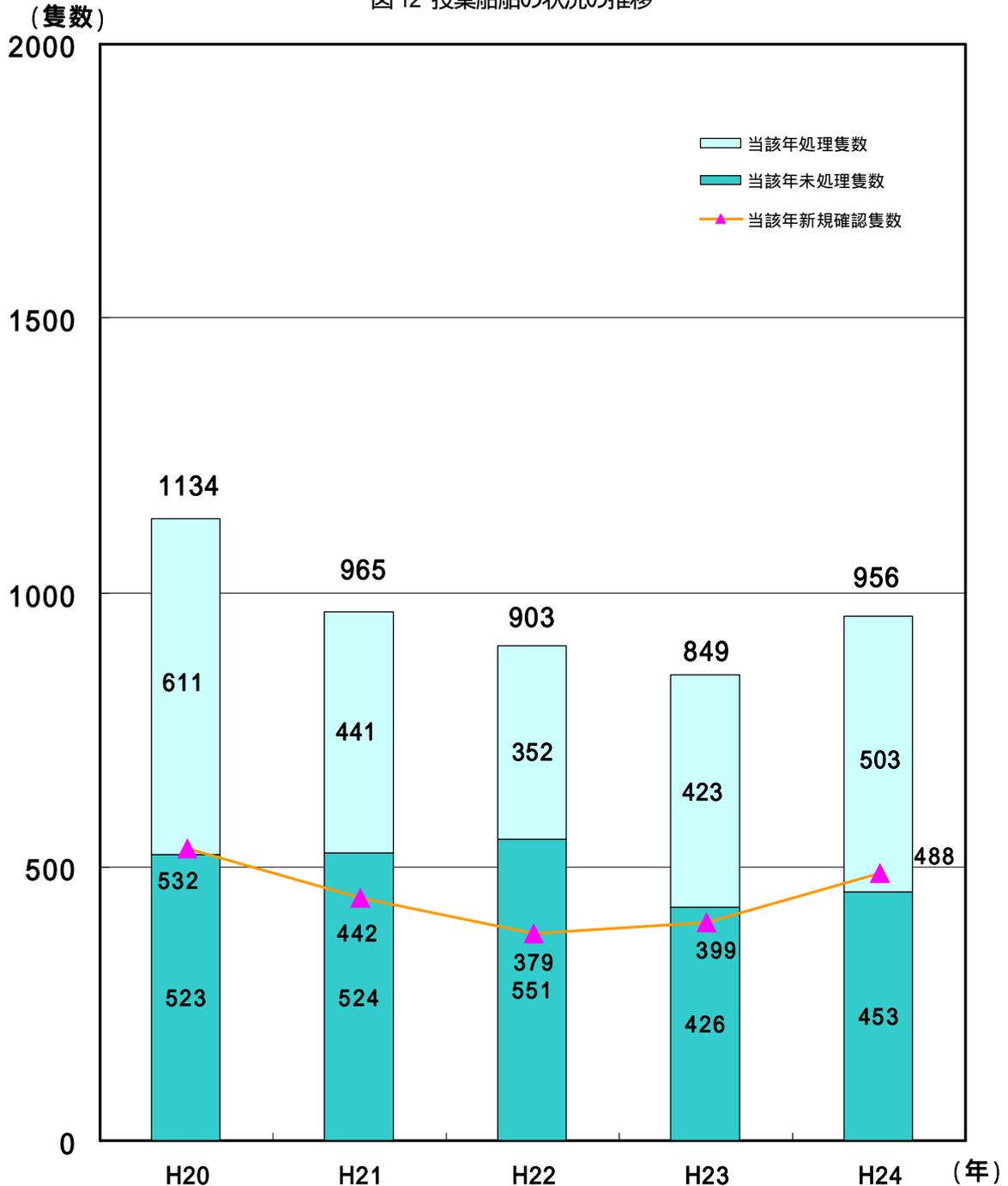


図 12 投棄船舶の状況の推移



投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成 24 年に確認している投棄船舶（廃船）は 956 隻（うち平成 24 年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）は 488 隻）で、このうち処理された船舶は全体の約 53%にあたる 503 隻（うち新規確認船舶 399 隻）、未処理の船舶は 453 隻（うち新規確認船舶 89 隻）となっています。

また、新規確認船舶 488 隻は前年の 399 隻に比べ 89 隻増加しています（対前年比 約+9%）。一方、海上保安庁は、上記 956 隻の内 310 隻（うち新規確認船舶 60 隻）に対して「廃船指導票」の貼付による指導を行い、このうち 61 隻（うち新規確認船舶 45 隻）が処理されました。

海洋汚染事例

平成24年における海洋汚染の事例を紹介します。

1は、コンテナ船の乗組員が機関室船底に溜まったビルジを適正に処理することなく、海域へ排出したもので、監視飛行中の当庁航空機が発見した事例です。

2は、工場で発生する汚水の適正処理の手間を惜しみ直接海域へ排出していたもので、3は適正に処分するための支出を惜しんで廃棄物の投棄を繰り返していたもので、悪質かつ環境に与える影響が極めて大きな事例です。

1 油を不法排出した

リベリア籍コンテナ船乗組員を検挙

平成24年7月6日午前9時35分頃、壱岐水道において監視飛行中の福岡航空基地航空機が、油を排出しながら航行しているリベリア籍コンテナ船「ALTAVIA」(総トン数23,691トン 乗組員26名)を発見しました。

唐津海上保安部は、機関室船底に溜った油分48リットルを含むビルジを故意に不法排出した機関長を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反容疑で検挙しました。



2 汚水を排出していた特殊鋼材加工会社の排水管理責任者等を検挙

平成24年11月、名古屋海上保安部は、特殊鋼材加工会社の工場内において発生した高アルカリ水について、排出基準(水素イオン濃度5.0以上9.0以下)を超過した汚水を処理施設で適正に処理することなく、直接、排水口から名古屋港に不法排出していた排水管理責任者等2名及び会社を水質汚濁防止法違反容疑で検挙しました。

3 水産加工残さを漁船から投棄した従業員

4名を逮捕

平成24年9月、宮城海上保安部は、監視中にわかめ加工で発生した残さ約280キログラムを漁船から松島湾に不法投棄した水産加工会社の従業員4名を、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反容疑で現行犯逮捕しました。



海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染の大半が人為的要因により発生しているため、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境の保全に関する意識の高揚、法令の励行が必要不可欠です。

このため、海上保安庁では、海事・漁業関係者や一般市民等を対象とした海洋環境保全講習会やボランティアとの連携活動等の海洋環境保全指導・啓発活動を実施しています。

平成 24 年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

海洋環境保全講習会	138 回 (4,481 名)
訪船指導	1,655 隻
訪問指導	1,221 か所
海洋環境保全教室	408 回 (55,944 名)

以下に、その取組事例の一部を紹介します。

1 海洋環境保全講習会の実施

漁業・海運業等といった事業活動及びマリンレジャー活動等、活動分野別に対象者を特定して、海上環境関係法令の規定内容、海上環境業務の実施状況及び海洋汚染の現状等の情報提供を行なうことにより、海洋環境保全のための遵法精神の高揚並びに同業務への理解及び協力を促進することを目的に講習会を開催しています。



2 訪船指導の実施

平成 24 年の重点項目である「油類による汚染の未然防止」を図るべく、給油中の燃料油漏洩事故が多発している現状に鑑み、油槽船や漁船等の船舶を個別に訪問し、油等の不法排出防止のための技術的な指導並びに廃油・廃棄物及び廃船の適正処理等についての指導を行っています。



3 海洋環境保全教室の実施

一般市民を対象としており、教育機関を対象とした講習会では、受講者が遵守すべき海上環境関係法令のルールについて、漂着ゴミ分類調査、環境紙芝居の上演、簡易水質検査を織り交ぜるなど、創意工夫した手法を用いて分かり易く説明し、受講者の年齢構成に応じた、効果的かつ効果的な講習会を実施しています。



まとめ

平成 24 年は、「油類による汚染の未然防止」を重点項目に据え、海洋環境保全対策に取り組みました。

具体的には、海事・漁業関係者に対しては海洋環境保全講習会、訪船指導及び訪問指導を主体とした指導啓発活動を効果的に展開して海洋環境保全の意識、遵法精神の高揚を図り、一般市民に対しては実に 400 回を超える海洋環境保全教室を開催して海洋環境保全に関する知識と意識の普及啓発を図るとともに、徹底した法令違反の監視取締りも実施しました。

その結果、長年の懸案である油による汚染は、その確認件数が 12 件も減少するとともに、漸減傾向が続いており、かつて高い発生確認件数であった東京湾、瀬戸内海(大阪湾を除く。)における件数が略半減していることが特筆されます。

また、前年より 25 件もの増加となった廃棄物による汚染が目立ちますが、これは、一般市民から取締り官署への通報の増加を背景とするものであり、その背景は、一般市民の中に根付いた海洋環境保全に関する知識と意識が醸成したものと考えます。

しかし、依然として 400 件もの海洋汚染が確認されているのが実情であり、また、その大半が人為的要因によって発生しているという実態も示されています。

こうした現状に鑑み、今後も、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げるとともに、引き続き高い割合で汚染原因を占める油類による汚染への対策、平成 24 年に増加が目立った廃棄物の不法投棄への対策に主眼を置き、平成 25 年の重点項目を、「油類の不法排出、廃棄物の不法投棄による海洋汚染の防止」と決めました。

海上保安庁では、関係機関や地域住民との協力を図り、着実に効果を上げつつある海洋環境保全指導・啓発活動の推進及び海陸空一体となった海上環境法令違反取締り態勢を徹底させることにより、さらなる海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

資料1 物質別汚染確認件数(過去10年分)

		油	廃棄物	有害液体 物質	赤潮	青潮	その他	合計	前年比
15年	件数	382	124	7	43	4	11	571	111%
	割合	67%	22%	1%	8%	0.7%	2%		
16年	件数	270	67	8	51	5	24	425	74%
	割合	64%	16%	2%	12%	1%	6%		
17年	件数	229	94	3	18	3	13	360	85%
	割合	64%	26%	0.8%	5%	0.8%	4%		
18年	件数	306	106	8	23	3	24	470	131%
	割合	65%	23%	2%	5%	0.6%	5%		
19年	件数	302	97	4	46	4	24	477	101%
	割合	63%	20%	0.8%	10%	0.8%	5%		
20年	件数	373	126	5	29	2	20	555	116%
	割合	67%	23%	0.9%	5%	1%	4%		
21年	件数	369	104	3	11	3	24	514	93%
	割合	72%	20%	0.6%	2%	0.6%	5%		
22年	件数	300	126	6	9	3	33	477	93%
	割合	63%	26%	1%	2%	0.6%	7%		
23年	件数	256	91	3	12	4	25	391	82%
	割合	65%	23%	0.8%	3%	1%	6%		
24年	件数	244	116	11	15	3	11	400	102%
	割合	61%	29%	3%	4%	0.8%	3%		

資料2 海域別汚染確認件数(過去5年分)

(単位:件)

年	種 類	海 域										合 計	
		北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	伊 勢 湾	大 阪 湾	大 阪 湾 を 除 く 瀬 戸 内 海	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域		
20	油	55	48	58	24	19	63	30	32	27	27	373	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	2	1	0	3	1	0	0	0	5
		廃棄物	20	11	1	39	4	5	24	11	11	0	126
		その他	4	1	3	4	1	5	0	0	2	0	20
		小計	24	12	4	44	5	13	25	11	13	0	151
	赤潮	0	5	10	1	0	4	7	1	1	0	29	
	青潮	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
	計	79	65	64	69	24	80	62	44	41	27	555	
21	油	66	47	59	19	4	60	30	48	23	13	369	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
		廃棄物	26	16	2	23	3	2	9	7	15	1	104
		その他	8	1	2	0	0	4	0	9	0	0	24
		小計	34	17	4	23	3	8	10	16	15	1	131
	赤潮	0	0	3	4	0	1	0	1	2	0	11	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	100	64	69	46	7	69	40	65	40	14	514	
22	油	39	46	32	10	10	66	23	24	30	20	300	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	1	0	4	0	0	1	0	6
		廃棄物	36	27	0	33	1	4	6	5	12	2	126
		その他	3	3	3	4	0	6	2	2	10	0	33
		小計	39	30	3	38	1	14	8	7	23	2	165
	赤潮	0	0	3	2	0	0	1	3	0	0	9	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	78	76	41	50	11	80	32	34	53	22	477	
23	油	17	23	37	12	16	56	22	25	27	21	256	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3
		廃棄物	22	0	0	21	0	11	8	9	17	3	91
		その他	3	1	1	0	1	4	0	3	12	0	25
		小計	25	1	1	23	1	15	8	12	29	4	119
	赤潮	0	2	1	1	0	1	2	4	1	0	12	
	青潮	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
	計	42	26	43	36	17	72	32	41	57	25	391	
24	油	12	27	34	18	14	38	18	34	27	22	244	
	油 以 外	有害液体物質	0	2	1	3	2	3	0	0	0	0	11
		廃棄物	29	16	0	23	2	6	4	3	32	1	116
		その他	3	2	0	3	0	1	0	0	2	0	11
		小計	32	20	1	29	4	10	4	3	34	1	138
	赤潮	0	0	0	6	0	5	2	0	2	0	15	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	44	47	38	53	18	53	24	37	63	23	400	

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 排出源別汚染(赤潮・青潮を除く)確認件数(過去5年分)

(単位:件)

年	排出源 種類	判 明											不 明	合 計	
		船					陸 上					そ の 計			
		貨 物 船	タン カー	漁 船	そ の 他	小 計	事 業 者	漁 業 関 係 者	そ の 他	小 計	そ の 他				
20	油	58	22	91	94	265	12	3	16	31	12	308	65	373	
	油 以 外	有害液体物質	0	2	0	0	2	3	0	0	3	0	5	0	5
		廃棄物	1	1	7	1	10	13	42	49	104	12	126	0	126
		その他	3	0	0	3	6	3	2	6	11	2	19	1	20
		小計	4	3	7	4	18	19	44	55	118	14	150	1	151
計	62	25	98	98	283	31	47	71	149	26	458	66	524		
21	油	41	30	82	89	242	10	3	21	34	6	316	87	403	
	油 以 外	有害液体物質	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
		廃棄物	7	0	17	4	28	17	18	39	74	1	177	1	178
		その他	12	0	0	0	12	6	0	2	8	1	21	3	24
		小計	19	3	17	4	43	23	18	41	82	2	209	4	213
計	60	33	99	93	285	33	21	62	116	8	525	91	616		
22	油	38	27	76	61	202	15	0	20	35	5	242	58	300	
	油 以 外	有害液体物質	0	3	0	0	3	3	0	0	3	0	6	0	6
		廃棄物	2	0	14	2	18	14	42	52	108	0	126	0	126
		その他	2	0	2	7	11	9	2	9	21	0	32	1	33
		小計	4	3	16	9	32	26	44	61	132	0	164	1	165
計	42	30	92	70	234	41	44	81	167	5	406	59	465		
23	油	36	16	66	45	163	12	0	18	30	6	199	57	256	
	油 以 外	有害液体物質	0	1	0	0	1	2	0	0	2	0	3	0	3
		廃棄物	5	0	1	2	8	9	17	47	73	10	91	0	91
		その他	1	0	1	8	10	7	0	8	15	0	25	0	25
		小計	6	1	2	10	19	18	17	55	90	10	119	0	119
計	42	17	68	55	182	30	17	73	120	16	318	57	375		
24	油	28	13	55	61	157	20	0	3	23	11	191	53	244	
	油 以 外	有害液体物質	0	5	0	0	5	6	0	0	6	0	11	0	11
		廃棄物	3	0	22	0	25	14	11	64	89	1	115	1	116
		その他	1	0	2	1	4	4	2	1	7	0	11	0	11
		小計	4	5	24	1	34	24	13	65	102	1	137	1	138
計	32	18	79	62	191	44	13	68	125	12	328	54	382		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料4 原因別汚染(赤潮・青潮及び排出源不明のものを除く)確認件数
(過去5年分)

(単位:件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損等	海難	その他	原因不明	合計
	種類								
20	油		45	150	34	47	14	18	308
	油以外	有害液体物質	1	3	1	0	0	0	5
		廃棄物	124	0	0	0	1	1	126
		その他	8	7	2	0	2	1	20
		小計	133	10	3	0	3	1	150
	計		178	160	37	47	17	19	458
21	油		41	120	37	47	31	6	282
	油以外	有害液体物質	1	1	0	1	0	0	3
		廃棄物	102	0	0	0	1	0	103
		その他	12	3	2	0	3	1	21
		小計	115	4	2	1	4	1	127
計		156	124	39	48	35	7	409	
22	油		33	99	42	52	12	4	242
	油以外	有害液体物質	0	2	3	0	1	0	6
		廃棄物	125	1	0	0	0	0	126
		その他	15	8	4	0	2	3	32
		小計	140	11	7	0	3	3	164
計		173	110	49	52	15	7	406	
23	油		31	73	36	35	14	10	199
	油以外	有害液体物質	0	0	1	0	2	0	3
		廃棄物	90	0	1	0	0	0	91
		その他	20	1	1	0	3	0	25
		小計	110	1	3	0	5	0	119
計		141	74	39	35	19	10	318	
24	油		24	82	26	33	18	8	191
	油以外	有害液体物質	2	4	4	0	1	0	11
		廃棄物	112	0	0	0	2	1	115
		その他	9	0	1	0	1	0	11
		小計	123	4	5	0	4	1	137
計		147	86	31	33	22	9	328	

(注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料5 外国船舶による海洋汚染等の状況（過去5年分）

単位(件)

			20年	21年	22年	23年	24年
海発 洋生 確汚 認染 件 の 数	油による汚染	日本の領海内	33	28	28	27	15
		日本の領海外	12	6	8	5	4
		小計	45	34	36	32	19
	油以外のものによる汚染		0	3	1	2	2
	合計		45	37	37	34	21
	(船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合)		(16%)	(13%)	(16%)	(19%)	(11%)
担保金制度適用件数			15	18	17	12	11
旗国通報件数			7	4	1	7	2

資料6 海上環境事犯法令別送致件数（過去5年分）

単位(件)

令名	区分	違反事項					
			20年	21年	22年	23年	24年
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反		195	182	140	125	106
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反		1	4	3	0	2
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反		6	33	33	25	43
	廃船等の投棄禁止規定違反		83	156	102	127	118
	その他の規定違反		99	94	142	132	101
	小計		384	469	420	409	370
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等		177	124	139	88	115
	廃棄物の焼却禁止規定違反		13	32	22	26	20
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排水の排出禁止規定違反等		11	2	7	16	5
港則法	廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等		43	77	41	52	37
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等		11	35	9	2	15
合計			639	739	638	593	562